

岡崎市工事書類簡素化要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県土木工事標準仕様書等の設計図書に基づき、作成する工事関係書類について、発注者・受注者双方の現場技術員の事務省力化及び労働条件改善のため、工事関係書類の簡素化を実施することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 岡崎市工事書類簡素化要領(以下「本要領」という)は、岡崎市発注工事で当初設計金額が130万円以上の工事に適用する。なお、特別の理由等により「本要領」の適用ができない場合は、発注者と受注者で事前に書類作成提出について協議を行うものとする。

(実施内容)

第3条 「本要領」による簡素化の基本的な考えは次のとおりとし、内容は工事書類簡素化詳細一覧表(別表1)のとおりとする。

- (1) 発注者は、契約図書で求めている書類の提出及び提示を求めない。
- (2) 発注者は、契約図書で求めている書類は受理しない。
- (3) 受注者は、契約図書で求められていない書類は提出及び提示をしない。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和2年6月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

工事書類簡素化詳細一覧表

- ※ ・本表に記載されていない書類は、簡素化の対象外とする。
 ・愛知県建設部土木工事標準仕様書は、『仕様書』と略する。
 ・岡崎市公共工事特記仕様書は、『特記』と略する。
 ・施工プロセスチェックの手引きは、『手引き』と略する。

【提出書類】

	書類 名称	簡素化の内容
着手前	工程表	岡崎市工事請負契約約款第 3 条の工程表は、施工計画書の実施工程表とする。 『約款』第 3 条
	設計図書の照査確認	受注者は、工事着手前に自らの負担により約款 18 条第 1 項から第 5 項に係る設計図書の照査を行い、現場と相違がある場合は監督員に工事打合簿を提出し、 確認 を求めなければならない。確認事実がある場合はさらに「 確認できる資料 」を添付する。また、施工途中において、設計図書と施工条件、仕様書を照査し現場と相違がある場合は「 確認できる資料 」等により監督員に 確認 を求めなければならない。 様式第 16 号「照査チェック表」を廃止し、打合せ簿にて適宜協議する 『特記』第 9 条
	施工計画書	当初請負代金額が 4,000 万円未満の工事は、監督員が指示する事項を除き、記載内容の一部を省略する。 『特記』第 13 条
	使用材料確認	JIS、JAS、JWWA、JSWAS 規格材料、あいくる材（コンクリート二次製品のみ）、発注者による材料承認委員会等に定めのある指定材料等の「 材料の品質規格に関する資料 」は、「 品名、規格、仕様、製造者、型番、設計数量、使用数量等を記載した一覧表 」とし、製品カタログ資料は省略する。 『特記』第 14 条

	書類 名称	簡素化の内容
施工中	打合せ簿 (立会報告書)	<p>受注者は、監督員の立会予定について、監督員に連絡しなければならない。 なお、立会報告書は省略する。</p> <p style="text-align: right;">『特記』第 17 条</p>
完成時	使用材料管理表	<p>使用材料管理表を廃止する。</p>
	工事履行報告	<p>受注者は、約款第 11 条の規定に基づき、前月までの履行状況を、毎月 5 日までに、実施工程表により監督員に提出しなければならない。なお、提出は工事完了月の前月の履行状況までとする。</p> <p>ただし、軽微な工事や契約工期が 1 ヶ月未満の工事は監督員の承諾により履行報告を省略できる。</p> <p style="text-align: right;">『特記』第 18 条</p>
	工事記録	<p>請負者は工事記録（様式第 27 号）を廃止する。</p>
	社内検査報告書	<p>社内検査報告書（様式第 71 号）を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">『手引き』（p. 104）</p>

	交通誘導業務契約書	誘導警備業務契約書の写しは確認しない。
	交通誘導員報告書	交通誘導員報告書を廃止する。

【提示書類】

	書類 名称	簡素化の内容
完成時 提示書類	作業手順書	作業手順書は確認しない。
	使用材料納入伝票	使用材料納入伝票は確認しない。
	車両検収写真、積載管理表、積載伝票	車両検収写真、積載管理表、積載伝票は確認しない。

<p>記録簿 KY・TBM活動</p>	<p>KY・TBM活動記録簿は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>
<p>記録簿 新規入場者教育</p>	<p>新規入場者教育記録簿は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>
<p>(様式第32号) 安全訓練実施報告書</p>	<p>安全訓練実施報告書(様式第32号)は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>
<p>安全巡視記録簿</p>	<p>安全巡視記録簿は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>
<p>店社パトロール記録簿 災害防止協会等活動記録簿</p>	<p>災害防止協会等活動記録簿、店社パトロール記録簿は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>
<p>仮設等管理点検記録簿</p>	<p>仮設等管理点検記録簿は確認しない。 ただし、成績評定の加点事項とするため、受注者が加点を求める場合は監督員が取り組み状況を現場で確認すること。</p>